#### 養豚場の動物用医薬品適正使用へ向けた取組 4

県南家畜保健衛生所 柴田 舜介・石丸 憲二・山本 賢一

食品中の残留物質等への社会的関心の高まり を受けて、動物用医薬品についてはより慎重な 使用が求められ、安全・安心な家畜の生産のた めに生産者、診療獣医師の担う責務は一層重要 となっている。

そのような時勢の中、養豚農場において抗生 物質残留事例が発生したことから、家保が行っ た動物用医薬品適正利用へ向けた取り組みを報 告する。

## 1 事例発生農場における生産現場指導

## (1)発生概要

平成27年6月22日に病畜豚として出荷した 個体の筋肉、腎臓からベンジルペニシリンが検 出された。原因は治療時に施したマーキングが 消失していることに気付かず出荷したことにあ った。その後、平成28年2月、同一農場から出 荷された肥育豚の腎臓からベンジルペニシリン が検出された。生産者は休薬期間を認識してい たが、正確な使用記録は残っていなかった。な お、当該農場は管理獣医師から動物用医薬品指 示薬指示書(指示書)の交付を受けた投薬も行 われていた。

## (2)対策

2回の発生を受け、なぜ再発したのかを生産 者、管理獣医師と検証し再発防止のために問題 点を再整理した結果として、個別治療における 既存の管理体制、治療記録方法では把握が不十 分であることに加え、従業員を含む農場内作業 者の共通認識がないことが挙げられた。

1)「動物用医薬品使用マニュアル」の作成 家保指導のもと生産者主体で、動物用医薬品 を管理、使用する際の注意点や作業員の作業フ ローなどを掲載している「動物用医薬品使用マ

ニュアル」の作成を行うとともに従業員への周 知を図った(図-1)。

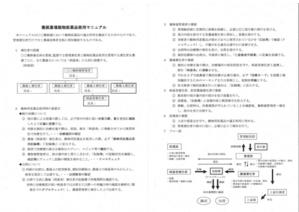


図 - 1 動物用医薬品使用マニュアル

## 2) ピッグフローの見直し

マニュアルの作成に加えて、個体治療方法の 見直しと出荷豚舎を限定した。具体的にはこれ まで治療は各豚舎で実施していたが、治療個体 の把握が煩雑になっていたため、原則病畜舎へ 移動後に治療することを徹底した。さらに、病 畜舎に責任者を置くことで集中管理が可能とな り、群への再繰り入れ、出荷の際の投薬歴、休 薬期間の確認など、管理作業をより確実なもの とした。また、個体治療方法の見直しとともに、 出荷豚舎も肉豚舎、病畜舎(農場3、4)に限

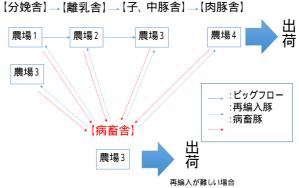


図 - 2 個体治療と出荷原則見直し後のピッグフロー

定し、出荷前における休薬期間の確認ポイントを集約した。基本的には肉豚舎からの出荷になるが、病畜舎から正常フローへの再編入が難しい場合のみ、特に厳重なチェックをした上で出荷することとした(図・2)。

### 3)「動物用医薬品の使用記録簿」の活用

動物用医薬品の使用記録を残すために「動物 用医薬品の使用記録簿」を作成した。この記録 簿は使用薬剤を選択式にして記入を簡易化する ことに加え、豚房と連動させることで個体管理 をより確実にするといった工夫がなされてい る。この記録簿は、出荷豚舎に設置し、各農場 責任者の記入と養豚場管理者の確認で使用状況 をクロスチェックできる体制をとっている。出 荷時にはこの動物用医薬品使用記録簿を使用し て農場責任者による休薬期間の確認を行ってお り、特に病畜舎からの出荷または群への再編入 時は確認を厳密化するために複数名でのダブル チェックを実施している(写真 - 1)。

	ri bind me	-	-	200		22.		
	Marie Street		100	States	74	No.	and N	THE PARTY
m	田 田	March 1						E
20	111 142			THE PERSON NAMED IN	BUE DAY THE !		-	#
P	THE RESERVE	delig d		Ewit State	20-11-00-00	=		
	Name and Address of	-			80 Am 241		-	程
r	是里	1000		AND REAL PROPERTY.	THE ST AS AS !			
100	-			The second secon	Spring Hollman			191
7.	提取	579H	200					
-			2	SHALL	MIC MIC MICH			_19 MS
F3.	経り曲門	MSB.	上	THE PERSON NAMED IN COLUMN				12
-	_			THE RESERVE THE PERSONS NAMED IN	-			
	12 mm	nin u		THE PERSON NAMED IN	40: str. (cv.)		# DO TO	
	Sec. News		19	CONTRACTOR OF THE PARTY			1000	1335
	が、数字		Sec.		WILL SAN PROPERTY.			
=	15年			AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF	SHE BE BUT NO			
	12 mm			THE COLUMN TWO IS NOT THE OWNER.	WELL MAN AND I			
	IF H.	900		Charles and the second	DOC BY AN RE!		FREEDO	772
	EE			WANTED THE PERSON	801 FH NET			扭
	野田			A PERSONAL PROPERTY.	201 27 44 52 7		12.73	
	10 mm	-		THE PARTY NAMED IN	BRI BRE BIRTH		Design in	32
	五 四十	100		NAME OF TAXABLE PARTY.	181 27 AN RE	-		

写真 - 1 動物用医薬品の使用記録簿

### 4)「動物用医薬品休薬期間一覧」の活用

休薬期間の確認をより確実なものにするために抗菌性物質、ワクチン、ホルモン剤に関して当該農場の27年度の使用実績をもとに「動物用医薬品休薬期間一覧」を作成後、出荷豚舎に設置し農場責任者による休薬期間の確認に用いることとした(表-1)。さらに、出荷の原則や出荷時の確認事項などを掲載している「注意事項」を病畜舎に設置されている記録簿表紙に設置し、改めて従業員に周知している(図-3)。

表 - 1 動物用医薬品休薬期間一覧

主な対象医薬品								H28.3					
※ 獣医師の指示のもとこのほかの薬剤を用いる場合は、必ず使用説明書を確認の上使用すること													
対象医薬品 対象動物		1	指示理由	用法	用量	投票	休楽	その他					
医薬品名 年餘(月齡		節件)					軅	臞					
◆核態性物質													
メタシリン注(0.5g×1.0V)			肥育豚	肺炎治療	航注	25~5mg力価/体重1kg	3日間	2日間					
マルボシル10%注(50ml)	2~3	用能	子豚	胸膜肺炎の予防及び治療	筋注	1ml/頭	3日間	4日間					
プロカインベニシリンG(100ml)	1~2	用能	肥育豚	肺炎治療	筋注	2~3ml/頭	1~3日間	14日間					
バイトリル5%注射液(100ml)				下痢治療	筋注	0.1 mg/kg	28	20日間					
フロルフェニコール注(100ml)	1~4	歳	肥育豚	肺炎予防	筋注	1∼3ml	1~5日間	21日間					
ドラクシン(50ml)	2~4	艄		細菌性肺炎の予防及び治療	筋注	1ml/5月	10	28日間					
硫酸コリスチン4% 款(20kg)	60~90	部		細菌性下痢の治療及び予防	飼料添加	2kg/t	7日間#2	3日間					
7003-1/5(20kg)				胸膜性肺炎の予防	飼料添加	6kg/t	5日間	3日間					
タイラン20「IV」(20kg)				肺炎予防·細菌性下痢予防	飼料添加	5kg/t	7日間	3日間					
アンビシリン2%散(20kg)				肺炎の治療	飼料添加	3kg/t	7日間*2	5日間					
デナガード(20kg)				豚の赤痢予防	飼料添加	3kg/t	7日間*2	7日間					
メイリッチ2PS(20kg)	1~4	用能	肥育豚	肺炎治療	飼料添加	3kg/t	7B*2	14日間					

# 注意事項

- ①中豚より若い豚舎から出荷しないこと! (抗菌性物質添加飼料タンク使用)
  - ※抗菌性物質添加飼料給与豚の出荷をしてしまう可能性があるから
  - ※運搬車の投入ラインは無道加縄料を先に投入すること
- ②病畜豚舎から出荷する場合は
- 添加飼料、使用薬剤表示、確認すること! ※指示書、説明書の用法、用量、体薬期間を確認。
- 2)使用記録の徹底
- 3)治療豚の隔離、マーキングの徹底
- ③出荷時の治療履歴の最終確認
  - 1)責任者は最終確認をすること
- 2)病畜豚舎等から出荷時のと場申告の徹底 ※病畜豚舎、肉豚舎で治療した豚の出荷をする時は治療症を申告すること

### 図 - 3 注意事項

#### 2 養豚生産現場指導を通じた課題

今回の事例では、生産者に休薬期間の意識は あるが関連法規等の認識不足がみられ、管理責 任者の専任化、記録の方法と習慣に不備があっ た。

当該農場に限らず、養豚は個体管理が難しく ピッグフローを工夫し豚群を限定した上での記録が必要であるため、改善に長期間を要すると 考えられる。また、動物用医薬品を適正に使用 し安全安心な家畜を生産するためには、獣医師 の診療を伴った適正な指示と生産者による指示 通りの投薬が重要と考えられた。

# 3 豚における管内の指示書発行状況の把握

動物用医薬品の残留を防止するためには、使用する側の農家指導と併せて、使用させる側の 獣医師の適正指示が重要となる。適正指示の指導に際しては、指示書の発行状況の把握が必要であることから、獣医師会から毎月報告を受けている指示書発行状況を活用し、過去5年間に 管内で発行された指示書の集計を行った。

平成 27 年度の管内の指示書発行状況は獣医師 9 名、対象養豚場 28 農場、発行枚数 4,355 枚、対象頭数 2,357,041 頭であった。薬効別では抗生物質と合成抗菌薬を合わせた抗菌性物質の割合が増加傾向にあり、年次別で見ると、どの年次も抗生物質の割合が最も大きかった(図 -4)。

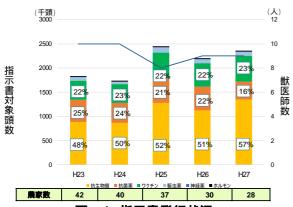


図 - 4 指示書発行状況

抗生物質の中ではペニシリン系薬剤の使用が 最も多く、増加傾向にあり、合成抗菌剤の中で は平成 27 年度、ST 合剤とキノロン系が同程度 の割合で使用されていたが、ST 合剤は減少傾向 にあった(図 - 5)。農場毎の出荷豚 1 頭あた りの抗菌性物質指示書発行数は平均 5.8 枚で、 22 枚と多い農場もあった。この集計結果をもと に、使用状況の確認に加え、本年度以降は特に 使用頻度の高い合成抗菌剤を中心に、指示書記 載頭数と農場の対象飼養頭数を比較解析し、監 視強化を図っている。

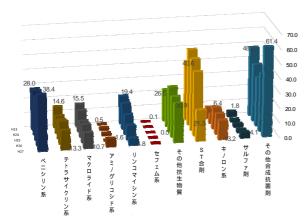


図-5 過去5年間抗菌性物質の内訳

## 4 まとめ

安全・安心な家畜を生産するためには獣医師による適正指示と生産者による適正使用が大前提となる。動物用医薬品の使用は疾病の発生動向と密接に関連することから、所内養豚担当班等と情報の共有と連携をとりながら、指示書データを活用した監視強化と生産現場での課題を生かした指導強化により動物用医薬品の適正使用に努めたい。